

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 0 8 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 28 年 2 月 26 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

第 1 監査の対象

文化観光部 観光課

第 2 監査の期間

平成 27 年 11 月 16 日～18 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 25～26 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。

- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成 25～26 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1. 自然公園の園地賃貸借について

決裁文書に借地人の一覧表が添付されているが、その単価の根拠等が表示されていない。仮に前年並みとしても、何をもとに決定されたのか、第三者からみて根拠等がわかるようにもう少し丁寧な理由等を明記すべきである。

また、借地料の計算にあたり、面積が h a 単位とされているが、小数点以下 2 位または 3 位があるので、不公平感がないように統一されるべきである。

2. 平戸温泉うで湯、あし湯施設シロアリ駆除工事及び循環ポンプ・温度センサー・三方弁修繕業務について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 5 号（緊急の場合）により随意契約とし、見積徴収業者を 1 者としているが、随意契約の場合でも原則として 2 者以上が必要であり（平戸市契約規則 24 条）、両事案の場合は、見積書は 1 者でやむを得ないとはならない。

3. 平戸観光応援隊設置運営事業業務委託について

本事業は平成 25 年度に募集要領を定め、委託事業者選定委員会を設けてプロポーザル方式（2 者から企画書提案）により委託業者を選定している。その際、選定委員会の設置期間を平成 25 年 5 月 27 日から平成 25 年 6 月 30 日としている。また、選定業者との業務委託契約書では契約期間を契約締結日（平成 25 年 6 月 28 日）から平成

26年3月31日としている。一方、平成26年度では、業務委託仕様書による業者提案書をもって自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、契約規則第24条のただし書きをもって1者見積もりとし、平成25年度と同じ業者と契約を行っている。つまり、平成25年度にはプロポーザル方式を採用しながら平成26年度以降はこの方式を採用していない。従って、平成26年度以降も随意契約によって継続するのであれば、その事業評価を適正に行うことにより、その優位性を担保し、かつイベントが集中する年度初めの繁忙期に空白の期間を設けることなく業務遂行が可能と思われるので、今後の契約更新時には、そうした目的にも鑑み、業者選定の明確化及び透明性担保のために十分な検討をされたい。

【意見】

1. 平戸温泉うで湯、あし湯施設の利用について

利用者数については、不特定多数の観光客等を対象としているため、把握はむずかしいとのことだが、施設の利用促進のためには、利用者の動向を把握することも必要ではないか。そのためには、定時調査などやアンケート調査等を実施したが望ましい。

2. 鄭成功記念館指定管理について

鄭成功記念館は、平成25年7月14日に開館し、初年度指定管理料は2,600,000円であったが、光熱費や清掃委託料などが予算額に比べ決算額が低かったため剰余金が発生している。このことから、次年度以降、現状を精査し指定管理料を減額したものの、自助努力である協力金などの雑入を差し引くと、年々剰余金の上乗せが見込まれる。よって、平成27年度以降もさらに剰余金の上乗せが見込まれるので、事業費を精査し、適正な指定管理料について検討されたい。

3. 鄭成功を活かした中野まちづくり事業

この事業は、鄭成功の生家再現を契機に、鄭成功が生まれた川内を中心とする「中野地域」の活性化を目指す町づくり事業である。そして地元区長など有識者が集まった町づくり委員会を組織し、市からの委託事業として地域資源の活用と検証、あるいは鄭成功まつりなどへの参加を通じて、おもてなしの充実と観光誘客を図ることによる交流人口の拡大や経済効果を目的として各種事業が展開されている。

しかしながら、せっかくの有識者の合議による事業運営が基本となるべきところ、構成団体や定期的な役員会などの協議記録に乏しく行政主導の感が否めない。そのため、行政と一体となって県の21世紀まちづくり推進事業を活用した事業であるものの、この事業を地元で根付かせるために、地元の主体性が前面に出るような仕掛けと働きかけが不十分であったように思われる。また、関係資料の綴りに関しても、行政文書の中に地元委員会の委託事業関係文書が混在しており、市が実施する関連事業と同一に見えてもおかしくない。今後は、事業区分や双方の責任の明確化を図りながら、さらに中野地域の活性化への機運の醸成に努めてもらいたい。

第6 むすび

観光課は、課長以下6名の観光振興班で構成され、その業務は、観光振興、施設管理、自然公園管理、観光協会との連携など多岐に及び、年間を通じた観光イベントの実施を中心に誘客に努めている。また、観光課が所管する観光施設や自然公園等は相当数に上り、定期的な清掃管理はいうまでもなく、その維持管理には多額の費用を要している。

ところで、近年の観光客数は、平成26年は176万9千人で、前年より2千人(0.1%)減少し、その内訳は、日帰り観光客は139万7千人で、前年より約8千人(0.5%)増加したものの、宿泊客数は24万8千人で、前年より約6千人(2.5%)の減少となっている。そのため、観光消費額は101億7千万円で、前年より約3億4千万円(3.3%)の減少となっている。

こうした中で、テーマパーク観光プロモーションによる情報発信や、最近では平戸観光応援隊による企画運営や各種イベントでのボランティアスタッフの確保を行うなど、民間事業者の育成にも力を入れている。

また、鄭成功記念館の開館など鄭成功を活かした外国人誘客にも力を入れるとともに、福岡・平戸・武雄・嬉野・雲仙の3県5市による「東アジア誘客3県都市連絡会議」を立ち上げ、台湾をはじめとする東アジアからの誘客対策に取り組んでいるが、結果としては、福岡への一極集中といった現象が起きており、当市への誘客は十分とはいえない状況である。

一方、平戸観光協会との連携は極めて重要であり、観光振興の担い手として、観光宣伝事業の実戦部隊として民間の力をまとめて運営にあたっている。ただ、行政と常に連携をとりながら様々な観光施策に鋭意取り組んではいるものの、運営体制の充実強化が課題となっている。

こうした中、平成28年度の世界遺産登録が事実上延期になったことは、関係者にとって厳しい現実と直面していると思われるが、これまでの努力を決して無駄にすることなく、この間の継続事業を活かしながら、ふるさと納税効果も取り入れつつ更なる事業展開を期待するところである。その一方で職員の勤務実態を精査すると、今なお、年間を通じてイベント等に従事しており、年休取得は全員が5日間以内に留まり、代休に至っては半数以上が今なお20日以上未消化分を抱えている現状にある。

今後、誘客のためのコンベンション機能を強化していくためにも、効率性に富んだ組織運営とそのための民間事業者への支援策を検討して、引き続き官民が協働した観光戦略になっていくよう希望する。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。